

3月 9日 (金) 閣 議
3月14日 (木) 公 布

平成19年3月
内 閣 府

「平成18年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

激甚災害制度は、災害復旧に要する事業費が一定の基準を超える場合に、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）」に基づき、当該災害を「激甚災害」として政令で指定し、併せて当該災害に対し「適用すべき措置」を指定することにより、災害復旧事業の国庫補助のかさ上げ等地方公共団体に対する特別の財政援助等を実施するものです。

その指定には、全国的に大きな被害をもたらした災害を指定する場合と、局地的な災害によって大きな復旧費用が必要になった市町村を単位として指定する場合（局地激甚災害）の2つがあります。

今回は、以下のとおり、局地激甚災害の指定を行うこととしました。

政令案の概要

今回の政令案は、平成18年等（※）における激甚災害及びこれに対し適用すべき措置について、別紙のとおり指定するものです。

（※）政令名が「平成18年等」となっているのは、平成17年に発生し平成18年に終了した災害が含まれているためです。

（参考1） 本政令で指定される激甚災害数及び該当市町村数

18災害 69市町村（延数）

・災害種別ごとの災害数

地滑り	8災害	豪雨、暴風雨	8災害
低温	1災害	融雪	1災害

（参考2） 適用すべき措置ごとの災害数の内訳

（1） 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第2章）

5災害 31市町村（延数）

（2） 農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

16災害 43市町村（延数）

（3） 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

18災害 69市町村（延数）

(参考3) 適用すべき措置の概要

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 (法第2章)

公共土木施設等の災害復旧事業について公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等(以下「負担法等」という。)の根拠法令等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。

(78%→87% (全体平均、過去5年間の実績))

(2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (法第5条)

農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(以下「暫定法」という。)等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。

(84%→94% (農地、過去5年間の実績))

(3) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 (法第24条)

公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道に係る災害復旧事業で、負担法等及び暫定法の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入する。

連絡先：内閣府政策統括官 (防災担当) 付

参事官 (総括担当) 付 中山、富永

03-5253-2111(代表) (51205・51210)

03-3501-5408(直通)

局地激甚災害指定災害 適用措置及び対象区域

激甚災害指定災害	適用措置			対象地区			
	2章	5条	24条	都道府県名	郡名(ふりがな)	市町村名(ふりがな)	
平成17年6月20日から平成18年1月30日までの間の地滑りによる災害		○	○	鹿児島県	大島郡	おおしまぐん	瀬戸内町 せとうちちょう
平成18年1月22日から3月31日までの間の低温による災害	○	○	○	岩手県			一関市 いちのせきし (旧大東町)
	○	○	○	岩手県			八幡平市 はちまんたいし (旧西穂町)
	○	○	○	岩手県	和賀郡	わがぐん	西和賀町 にしわがちよう (旧沢内村)
	○	○	○	宮城県			登米市 とめし (旧石越町)
	○	○	○	秋田県			横手市 よこてし (旧大森町)
	○	○	○	秋田県			由利本荘市 ゆりほんじようし (旧鳥海町)
	○	○	○	秋田県	南秋田郡	みなみあきたぐん	大湯村 おおがたむら
	○	○	○	山形県	最上郡	もがみぐん	真室川町 まむろがわまち
	○	○	○	福島県			喜多方市 きたかたし (旧山都町)
	○	○	○	福島県	大沼郡	おおぬまぐん	昭和村 しょうわむら
	○	○	○	石川県	鳳珠郡	ほうすぐん	能登町 のとちよう (旧柳田村)
	○	○	○	岐阜県			高山市 たかやまし (旧丹生川村)
	○	○	○	岐阜県			高山市 たかやまし (旧久々野町)
	○	○	○	岐阜県			高山市 たかやまし (旧朝日村)
	○	○	○	岐阜県			高山市 たかやまし (旧高根村)
平成18年2月25日及び同月26日の豪雨による災害		○	○	徳島県			三好市 みよし (旧東祖谷山村)
		○	○	高知県	高岡郡	たかおかぐん	橋原町 ゆずはらちよう
平成18年3月9日から9月19日までの間の地滑りによる災害		○	○	新潟県			糸魚川市 いといがわし (旧能生町)
平成18年3月13日の地滑りによる災害		○	○	高知県	長岡郡	ながおかぐん	大豊町 おおとちよう
平成18年3月16日及び同月17日の豪雨による災害		○	○	石川県			加賀市 ががし (旧山中町)
		○	○	石川県			白山市 はくさんし (旧吉野谷村)
		○	○	石川県			白山市 はくさんし (旧尾口村)
		○	○	石川県			白山市 はくさんし (旧白峰村)
平成18年4月10日から同月12日までの間の豪雨による災害		○	○	岐阜県			山県市 やまがけし (旧美山町)
		○	○	岐阜県			本巣市 もとすし (旧根尾村)
		○	○	岐阜県	揖斐郡	いびぐん	揖斐川町 いびがわちよう (旧藤橋村)
		○	○	岐阜県	揖斐郡	いびぐん	揖斐川町 いびがわちよう (旧久瀬村)
		○	○	静岡県			浜松市 はまつし (旧水窪町)
		○	○	高知県	吾川郡	あがわぐん	いの町 いのちよう (旧本川村)
		○	○	長崎県			諫早市 いさはやし (旧高来町)
平成18年5月1日及び同月2日の融雪による災害		○	○	長野県	下水内郡	しもみのちぐん	栄村 さかえむら
平成18年7月12日から8月1日までの間の地滑りによる災害		○	○	新潟県			糸魚川市 いといがわし
平成18年7月13日から9月6日までの間の地滑りによる災害		○	○	新潟県	東蒲原郡	ひがしかんばらぐん	阿賀町 あがまち
平成18年7月18日から10月31日までの間の地滑りによる災害		○	○	鳥取県			安来市 やすぎし (旧広瀬町)
平成18年7月18日から11月6日までの間の地滑りによる災害		○	○	島根県	邑智郡	おおちぐん	美郷町 みさとちよう
平成18年7月21日から9月27日までの間の地滑りによる災害		○	○	広島県	山県郡	やまがたぐん	安芸太田町 あきおおたちよう
平成18年8月17日から同月19日までの間の豪雨及び暴風雨による災害	○	○	○	北海道	勇払郡	ゆうふつぐん	むかわ町 むかわちよう
	○	○	○	北海道	沙流郡	さるぐん	日高町 ひだかちよう
	○	○	○	北海道	沙流郡	さるぐん	平取町 ひらとりちよう
	○	○	○	徳島県	那賀郡	なかくん	那賀町 なかちよう (旧上那賀町)
	○	○	○	徳島県	那賀郡	なかくん	那賀町 なかちよう (旧木沢村)
	○	○	○	徳島県	那賀郡	なかくん	那賀町 なかちよう (旧木頭村)
	○	○	○	愛媛県	上浮穴郡	かみうけなぐん	久万高原町 くまこうげんちよう (旧美川村)
	○	○	○	高知県	吾川郡	あがわぐん	いの町 いのちよう (旧本川村)
	○	○	○	高知県	吾川郡	あがわぐん	仁淀川町 によどがわちよう
	○	○	○	高知県	高岡郡	たかおかぐん	橋原町 ゆずはらちよう
	○	○	○	佐賀県			佐賀市 さがし (旧富士町)
	○	○	○	長崎県	北松浦郡	きたまつうらぐん	小値賀町 おじかちよう
	○	○	○	大分県			佐伯市 さいぎし (旧直川村)
	○	○	○	宮城県			延岡市 のべおかし (旧北浦町)
	○	○	○	宮城県	東田井郡	ひがしうすきぐん	北川町 きたがわちよう
	○	○	○	宮城県	東田井郡	ひがしうすきぐん	諸塚村 もろつかそん
	○	○	○	宮城県	東田井郡	ひがしうすきぐん	権葉村 しいばそん
	○	○	○	宮城県	東田井郡	ひがしうすきぐん	美郷町 みさとちよう
	○	○	○	宮城県	東田井郡	ひがしうすきぐん	美郷町 みさとちよう (旧南郷村)
平成18年9月6日及び同月7日の豪雨による災害		○	○	福井県	南条郡	なんじようぐん	南越前町 みなみえちぜんちよう (旧河野村)
		○	○	和歌山県	日高郡	ひだかぐん	日高町 ひだかちよう
		○	○	和歌山県	日高郡	ひだかぐん	由良町 ゆらちよう
		○	○	徳島県	海部郡	かいふぐん	海陽町 かいようちよう (旧穴喰町)
平成18年9月16日から同月18日までの間の豪雨及び暴風雨による災害	○	○	○	広島県			広島市 ひろしまし (旧湯来町)
	○	○	○	広島県			安芸高田市 あきたかたし (旧八千代町)
	○	○	○	広島県	山県郡	やまがたぐん	北広島町 きたひろしまちよう (旧豊平町)
	○	○	○	鹿児島県	鹿児島郡	かごしまぐん	十島村 としまむら
平成18年10月4日から同月9日までの間の暴風雨及び豪雨による災害		○	○	北海道	紋別郡	もんべつぐん	遠軽町 えんがるちよう (旧遠軽町)
	○	○	○	北海道	紋別郡	もんべつぐん	湧別町 ゆうべつちよう
	○	○	○	北海道	紋別郡	もんべつぐん	西興部村 にしこうべむら
	○	○	○	岩手県			久慈市 くじし (旧山形村)
	○	○	○	岩手県	岩手郡	いわてぐん	葛巻町 くずまきまち
	○	○	○	岩手県	下閉伊郡	しもへいぐん	岩泉町 いわいずみちよう
	○	○	○	岩手県	下閉伊郡	しもへいぐん	田野畑村 たのはたむら
	○	○	○	岩手県	九戸郡	くのへぐん	九戸村 くのへむら
	○	○	○	兵庫県	美方郡	みかたぐん	新温泉町 しんおんせんちよう
	○	○	○	奈良県	吉野郡	よしのぐん	上北山村 かみきたやまむら
平成18年12月26日及び同月27日の豪雨による災害		○	○	岩手県			宮古市 みやこし (旧老町)
		○	○	岩手県	下閉伊郡	しもへいぐん	岩泉町 いわいずみちよう
	○	○	○	岩手県	下閉伊郡	しもへいぐん	田野畑村 たのはたむら
	○	○	○	岩手県	下閉伊郡	しもへいぐん	普代村 ふだいむら

政令第四十六号

平成十八年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二

条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法律」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成十八年一月二十二日から三月三十一日までの間の低温による災害で、岩手県一関市、八幡平市及び和賀郡西和賀町、宮城県登米市、秋田県横手	法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三

<p>市、由利本荘市及び南秋田郡大潟村、山形県最上郡真室川町、福島県喜多方市及び大沼郡昭和村、石川県鳳珠郡能登町並びに岐阜県高山市の区域に係るもの</p>	<p>平成十八年九月十六日から同月十八日までの間の豪雨及び暴風雨による災害で、広島県広島市、安芸高田市及び山県郡北広島町並びに鹿児島県鹿児島郡十島村の区域に係るもの</p>	<p>平成十七年六月二十日から平成十八年一月三十日までの間の地滑りによる災害で、鹿児島県大島郡瀬戸内町の区域に係るもの</p>	<p>平成十八年二月二十五日及び同月二十六日の豪雨による災害で、徳島県三好市及び高知県高岡郡檮</p>
		<p>法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置</p>	

原町の区域に係るもの

平成十八年三月九日から九月十九日までの間の地滑りによる災害で、新潟県糸魚川市の区域に係るもの

平成十八年三月十三日の地滑りによる災害で、高知県長岡郡大豊町の区域に係るもの

平成十八年三月十六日及び同月十七日の豪雨による災害で、石川県加賀市及び白山市の区域に係るもの

平成十八年四月十日から同月十二日までの間の豪雨による災害で、岐阜県山県市、本巢市及び揖斐郡揖斐川町、静岡県浜松市、高知県吾川郡いの町並びに長崎県諫早市の区域に係るもの

<p>平成十八年五月一日及び同月二日の融雪による災害で、長野県下水内郡栄村の区域に係るもの</p>	<p>平成十八年七月十二日から八月一日までの間の地滑りによる災害で、新潟県糸魚川市の区域に係るもの</p>	<p>平成十八年七月十三日から九月六日までの間の地滑りによる災害で、新潟県東蒲原郡阿賀町の区域に係るもの</p>	<p>平成十八年七月十八日から十月三十一日までの間の地滑りによる災害で、島根県安来市の区域に係るもの</p>	<p>平成十八年七月十八日から十一月六日までの間の地滑りによる災害で、島根県邑智郡美郷町の区域</p>
---	---	--	--	---

<p>に係るもの</p>	<p>平成十八年七月二十一日から九月二十七日までの間の地滑りによる災害で、広島県山県郡安芸太田町の区域に係るもの</p>
<p>平成十八年九月六日及び同月七日の豪雨による災害で、福井県南条郡南越前町、和歌山県日高郡日高町及び由良町並びに徳島県海部郡海陽町の区域に係るもの</p>	
<p>平成十八年八月十七日から同月十九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害で、次に掲げる市町村の区域に係るもの</p> <p>イ 北海道沙流郡日高町及び宮崎県東臼杵郡椎葉村</p>	<p>法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置</p>

<p>ロ 北海道勇払郡むかわ町及び沙流郡平取町並びに宮崎県東臼杵郡諸塚村及び美郷町</p> <p>ハ 徳島県那賀郡那賀町、愛媛県上浮穴郡久万高原町、高知県吾川郡いの町及び仁淀川町並びに高岡郡檜原町、佐賀県佐賀市、長崎県北松浦郡小値賀町、大分県佐伯市並びに宮崎県延岡市及び東臼杵郡北川町</p>	<p>法第三条から第五条まで及び第二十四条に規定する措置</p> <p>法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置</p>
<p>平成十八年十月四日から同月九日までの間の暴風雨及び豪雨による災害で、次に掲げる市町村の区域に係るもの</p> <p>イ 北海道紋別郡湧別町並びに岩手県久慈市、岩手郡葛巻町、下閉伊郡岩泉町及び田野畑村並びに九戸郡九戸村</p>	<p>法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置</p>

<p>ロ 北海道紋別郡西興部村</p> <p>ハ 北海道紋別郡遠軽町、兵庫県美方郡新温泉町及び奈良県吉野郡上北山村</p> <p>平成十八年十二月二十六日及び同月二十七日の豪雨による災害で、次に掲げる市町村の区域に係るもの</p> <p>イ 岩手県下閉伊郡田野畑村及び普代村</p> <p>ロ 岩手県宮古市及び下閉伊郡岩泉町</p>	<p>法第三条から第五条まで及び第二十四条に規定する措置</p> <p>法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置</p>
<p>備考</p> <p>一 この表に掲げる区域は、平成十八年十二月三十一日における行政区画によって表示されたもの</p>	<p>法第三条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置</p>

とする。

二 平成十八年八月十七日から同月十九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第十号（同月十三日に北緯二十四度二十四分東経百三十八度三十分において台風となった熱帯低気圧で、同月十九日に北緯三十六度十八分東経百三十度において台風でなくなったもの）をいう。

三 平成十八年九月十六日から同月十八日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第十三号（同月十日に北緯十六度四十八分東経百三十四度四十八分において台風となった熱帯低気圧で、同月十八日に北緯四十度六分東経百三十四度三十六分において温帯低気圧となったもの）をいう。

四 平成十八年十月四日から同月九日までの間の暴風雨及び豪雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第十六号（同月三日に北緯十五度二十四分東経百三十一度十二分において台風となった熱帯低気圧で、同月六日に北緯二十九度四十二分東経百四十度二十四分において台風でなくなったもの）をいう。

(都道府県に係る特例)

第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚^{じん}災害に対処するため
の特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第
一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、
これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。